

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

平成15年度 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究

配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの 満たすべき基準及び実施に際しての留意事項

平成16年7月

内閣府男女共同参画局

目 次

第 部 配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき 基準及び実施に際しての留意事項

第 1 調査研究の趣旨

- 1 経緯
- 2 基本的考え方
- 3 限界

第 2 配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき 基準及び実施に際しての留意事項

- 1 プログラムの概要
 - (1) プログラムの目的
 - (2) プログラムの対象
 - (3) プログラムの内容
 - (4) プログラムが採用すべき方法
- 2 プログラム実施団体の責務
 - (1) プログラム実施団体の責務
 - (2) 被害者への支援
 - (3) 記録の管理
- 3 プログラムへの参加
 - (1) 参加の手続き
 - (2) 参加の一時停止・終止・終了
- 4 グループの運営
 - (1) グループの進行役の要件
 - (2) グループ運営上の留意点
- 5 緊急対応
- 6 プログラムの評価

第 部 海外現地調査に基づく加害者更生プログラムに関する報告

加害者更生プログラムとは何か

東京都精神医学総合研究所客員研究員 波田 あい子

被害者支援・アドボケートの役割

東京都精神医学総合研究所副参事研究員 妹尾 栄一

グループファシリテーター（リーダー）の役割

原宿カウンセリングセンター所長 信田 さよ子

加害者更生プログラムへの参加：導入の手続きとリスクアセスメント

東京都精神医学総合研究所参事研究員 白石 弘巳

加害者更生プログラムの効果・評価

筑波大学社会医学系講師 森田 展彰

第 部 巻末資料

第1 調査研究の趣旨

1 経緯

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のためには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）に規定する保護命令制度等の活用により、被害者の生命、身体の安全を確保するとともに、加害者が再び暴力を振るうことのないようにするための働きかけに関する調査研究が必要である。このため、配偶者暴力防止法は、その第25条において、国及び地方公共団体が「加害者の更生のための指導の方法」等に関する調査研究の推進に努めるよう規定している。

内閣府においては、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として、平成14年度にイギリス、ドイツ、韓国、台湾、アメリカにおける加害者更生の制度について調査研究を行った。平成15年度は、加害者が再び暴力を振るうことのないようにするための教育的働きかけである、いわゆる「加害者更生プログラム（注1）」の内容について、カナダ、アメリカにおける海外調査を含む調査研究を行った。

本報告書は、これら海外調査等により明らかとなった各国・地域におけるプログラム実施状況やその効果に関する検証状況を踏まえ、被害者の保護を図る観点から、我が国における加害者向けプログラムの内容等について検討を行い、プログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項を整理したものである。

注1：英語では、「intervention program（介入プログラム）」や「treatment program（治療プログラム）」が一般的となっている。配偶者暴力防止法の仮訳では、加害者の更生については、「rehabilitation of abusive spouses」となっている。

2 基本的考え方

身体に対する不法な攻撃を行い、生命又は身体に危害を及ぼす行為は、刑法上、暴行罪又は傷害罪等に当たる。これらの罪に限らず、脅迫罪等刑罰法令に抵触する事案については、各事案の特性を勘案しつつ、警察が捜査を行い、加

害者を検挙し、検察が所要の捜査を行った上で、起訴するか不起訴にするかを決め、起訴した際には裁判所が適正な審理を行い、刑罰を科すこととなっている。このような暴力は配偶者間で行われたとしても、事案に応じ、加害者の検挙その他の適切な措置を講じる必要があることは改めて言うまでもない。

よって、本調査研究は、本来、刑事事件として扱われるべき事案の加害者に対し、刑法上の責任を不問に付すために行うものではない。

最近、地方公共団体や民間団体等において、加害者に対しての様々な取組が講じられつつある。本調査研究は、被害者の保護を図る観点から、配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムが最低限満たすべき事項及びその実施に際して最低限留意すべき事項について検討を行ったものである。

加害者向けプログラムに携わる者は、本調査研究で示した基準及び留意事項に加え、個々の事情に応じ、被害者の安全確保のための取組を行っていくことが必要と考える。

なお、本調査研究の加害者向けプログラムは、刑事政策上の犯罪者の更生とは別のものである。

3 限界

（加害者に利用される危険）

加害者向けプログラムは、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなることについても十分留意する必要がある。

意識しているか否かにかかわらず、暴力は、力によって相手を支配し、自己への従属を強いるものである。被害者を支配することに長けている加害者が、プログラムを受講しているという事実を持って、被害者に対し加害者が更生したと錯覚を与え、支配関係を継続させるおそれがある。一般的に、加害者は外面が良く、職務関係者がその外面に惑わされ、加害者の危険性を軽視しがちであることに留意する必要がある。

また、受講したことで、何が暴力に当たるかを学習し、保護命令の対象とならないような「暴力」、例えば、言葉による脅しや侮辱、間接的な嫌がらせ等をするようになることも考えられる。

加害者の暴力的・支配的な関係を、人格を尊重し合う対等な関係に変化させることがプログラムの目的であり、暴力的・支配的な関係を強化するために利用されてはならない。

(受講の契機等)

アメリカ、カナダ、ドイツ、韓国、台湾においては、刑事司法制度における被疑者又は被告人を、加害者更生プログラムの受講を条件に釈放し、条件を遵守できた場合は以後の刑事手続を採らないこととする制度がある。裁判所等からの命令等によりプログラムを受講する場合は、加害者の参加動機が比較的高く、かつ途中で離脱した場合には、司法機関による迅速な対処がなされる仕組みとなっている。

本調査研究で示すプログラムの基準は、これら諸外国の制度を参考としつつも、司法手続とは別に、加害者が任意にプログラムを受講することを前提としている。加害者が主体的に参加するよう動機付けることができるか、加害者が暴力を振るわなくなるようにできるのか、被害者の安全確保をどのように図ればよいかについては、プログラムの基準とは別途、今後、更なる検討を行う必要がある。

以上のように、様々な克服すべき課題があり、プログラムの評価自体も定まっていない段階で、プログラムの実施があたかも加害者の更生のための即効的な手段であるかのごとく取り扱うことには厳に慎重であるべきである。

加害者に対する働きかけは、加害者向けプログラムの実施だけで足るものではない。プログラムを真に実効あるものとするには、被害者のための相談、保護、自立支援の体制が充実し、暴力を容認しない社会を作ることが必要不可欠である。

加害者が暴力を振るわなくなり、被害者が安心して生活できる暮らしを取り戻すためには、関係機関が共通認識を持ち、同一の方針に基づいて加害者、被害者にかかわることが重要である。

第2 配偶者からの暴力に関する加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項

1 プログラムの概要

(1) プログラムの目的

プログラムの第一の目的は、被害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させることである。

プログラムは、加害者が暴力的・支配的な関係でなく、人格を尊重し合う対等な人間関係を築くことができるよう、被害者の心身の安全を確保した上で、加害者が自らの暴力行為を認め、その行為の責任を取り、自らの力で自己変革し、暴力的・支配的な態度を取ることなく、人と接する方法を学ぶためのものである。

(2) プログラムの対象

プログラムが対象とする加害者は、配偶者に対し身体に対する不法な攻撃を行い、生命又は身体に危害を及ぼす行為を行った者で、自らが変わることに対する動機付けを持つ者とする。

- プログラムでは、被害者に連絡が取れ、その安全を確かめることができない加害者については、受け入れないことを推奨する。
- 配偶者からの暴力に関し、刑事事件で立件された者や公判係属中の者については、プログラムの対象としないことを推奨する。なぜなら、加害者は、自らの行為を反省し自発的にプログラムに参加したと見せかけるなど、プログラムの受講を、刑事手続の結果を軽減するための戦略、または起訴を免れるための試みとして利用する可能性がある。

なお、この点は、本プログラムを組み立てる上で参考にした諸外国の制度とは別個の視点からの指摘である。

- プログラムの対象としては、保護命令が発せられ、被害者につきまったり、同居、勤務先など被害者が通常いる場所の近くをはいかいたりすることを禁止されている加害者や、被害者との離婚に向け具体的に話を進めている別居中の加害者などが考えられる。ただし、加害者向けプログラム受講を理由に、同居再開、子どもの親権帰属や面接交渉等の問題において、当然に加害者の望む結論が得られるものではないことについて加害者の理解を得た上で、受け入れることとする。
- また、配偶者からの暴力を理由に離婚し、これから新しいパートナーとの関係を築こうとしている者も対象とできる。
- 被害者と同居している加害者については、たとえ本人が「今は家で暴力を振るっていないので安全だ」と言ったとしても、それが真実かどうかはわからない。同居している被害者の安全が確認でき、その後の経過も注意深く観察できる環境にある場合のみ、受け入れることとする。ただし、この場合においても、特段の配慮が必要である。
- いずれの場合においても、加害者に受講の意思があることが必要である。全く意思のない加害者に、受講を強いても効果はない。

(3) プログラムの内容

プログラムは、全体を通し、以下の内容を加害者に習得させるものが望ましい。

ア 暴力についての理解

暴力は、暴力を受ける相手の苦しみや屈辱を無視して行われるもので、力によって相手を支配し、自己への従属を強いるものであること。身体的なものに限らず、精神的、性的なものも暴力であること。暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であること。暴力は被害者だけでなく、子どもにも大きな被害をもたらすこと。

イ 配偶者等間での対等な人間関係についての理解

暴力的・支配的な関係ではなく、人格を尊重し合う対等な人間関係を築かなければならないこと。対等な人間関係を築くことは実現可能であること。

ウ 自分の行為に責任を持つこと

暴力は、怒りなどの感情を自制することができないために起こるのではなく、加害者の意識的な選択によるもので、加害者に責任があること。暴力は、被害者や他の者の責任ではなく、たとえきっかけが被害者にある場合でも、加害者のみに責任があること。暴力が被害者や子どもに与える影響は大きく、この責任は加害者にあること。

エ 暴力を肯定する価値観、信念、行動を変えること

暴力を容認し、擁護する考え方や、他の者に対し力を乱用し、支配するために暴力を手段として用いることは問題で、改めるべきであること。

オ 新たな価値観、信念、行動と配偶者等間での対等な人間関係の構築

暴力を肯定する考え方に代わる、新しい価値観、信念、行動を見出すこと。暴力的・支配的な態度を取ることなく、対等な人間関係を持つための、人との接し方について知ること。

- プログラムとして取り上げるテーマとしては、以下のものが考えられる。ただし、これらに限定されるものではない。
 1. 暴力とは何か
 2. 暴力を支える価値観、信念
 3. 暴力支配を生む性差別の構造
 4. 暴力が被害者に与える影響
 5. 暴力が子どもに与える影響
 6. 怒りなどの感情への気づき
 7. 人格を尊重し合う対等な人間関係の築き方
- 前半では、主に教育的な内容とし、暴力とは何か、それを支える価値観や信念は何か、女性蔑視等の意識とどのように関連しているか、被害者や子どもにどのような影響を与えるかなどについて取り上げる。この中で、加害者が自らの暴力行為を認め、その行為の責任を取ることが認識させる。
- 後半では、加害者が自らの責任に気づいたことを、どのように行動の変化につなげるかを主眼に置く。自らの力で自己変革することを奨励し、暴力的・支配的な態度を取ることなく、人と接する具体的方法を習得する手助けを行う。

(4) プログラムが採用すべき方法

プログラム実施団体は、以下の方法により、プログラムを実施することが望ましい。

- ア 暴力は、怒りなどの感情のコントロールができないため、またはアルコールや薬物の問題があるためといった理由から生じるのではなく、加害者の意識的な選択によるものとし、プログラムでは、暴力を容認する女性蔑視の意識など加害者の価値観、信念、行動に焦点を当てること。
- イ 1対1の個人カウンセリングではなく、講義やグループ討議を含む小グループによること。
- ウ 各回の進行は、単独ではなく複数名で行うこと。進行役は、加害者に男女の対等な関係のモデルを示すことができる男女のペアが望ましい。
- エ 週1回の頻度で、1回につき1時間30分から2時間、半年程度の期間、継続すること。
- オ グループの大きさは、加害者一人ひとりが発言しやすい人数とし、最大12人程度とすること。
- カ 教材を作り、講義形式と参加型形式を効果的に組み合わせること。ビデオを視聴させたり、テーマについて話し合わせたり、意見を発表させたり、感想を書かせたり、宿題を出したりして、加害者が主体的に参加し、人とかかわることで自分自身の問題に気づき、行動を変化させていくような工夫を行うこと。

- 以下の方法については、主となる指導方法としてプログラムには採用しない。また、プログラムの過程で採用する必要がある場合には、内在する危険に十分注意しなければならない。
- 怒りを自制する技術の指導（アンガー・マネジメント・スキル）

暴力を振るいそうになった時にその場を離れる「タイムアウト法」などは、短期的には有効と思われるが、怒りの自制を重視することは、怒りなどの感情を自

制する技術が不足しているために、暴力を振るっているという考え方を前提としている。加害者の多くは、被害者以外との人間関係（職場、友人関係など）では、暴力を振るっていないため、怒りを自制する技術が不足しているわけではなく、時と場所と相手を意識的に選択している。このことを問題にしなければ、根本的解決にはつながらない。

➤ 児童虐待など加害者の被害経験に焦点を当てる方法

子どもの頃に虐待されたことや、親の暴力を目撃したことが、その後の加害者に与えた影響については否定しないが、この問題に焦点を当てると、「暴力を振るったのは、子ども時代に親から虐待されたせいだ」「自分がこうなったのは、家庭環境が悪かったせいだ」等、加害者にとって都合の良い言い訳を与えることになる。加害者自身の被害経験を扱う場合でも、暴力の言い訳にはさせないよう、十分注意する必要がある。

➤ カップルカウンセリングや家族カウンセリング

加害者の暴力について夫婦や家族で取り上げると、暴力の問題が、あたかも被害者やその家族も含めた問題であるかのように扱うこととなる。暴力は加害者の意識的な選択によるもので、加害者の価値観、信念、行動を問題にしなければならぬ。このため、この方法は、加害者に責任があることを理解させるにはふさわしくない。

➤ グループを、固定した参加者による「クローズドグループ」にするか、新しい参加者を受け入れ、構成メンバーが変化する「オープングループ」にするかについては、実施団体にゆだねることとする。オープングループでは、メンバーが入れ替わることでグループの雰囲気は固定されにくく、経験の長い者が、新しく加入した者のモデルとなり、参加者間での学習が可能となる。一方、クローズドグループでは、メンバーの固定によって凝縮性が高まり、仲間意識も生まれ、安心して自分の意見を発表しあう場を作ることができる。

2 プログラム実施団体の責務

(1) プログラム実施団体の責務

プログラム実施団体は、プログラムを行うに当たって、以下の責務を有する。

- ア 被害者の心身の安全を確保する方策を講ずること。
- イ 加害者が自らの暴力行為を認め、その行為の責任を取り、自らの力で自己変革することを促進するための働きかけを行うこと。
- ウ プログラムの目的、内容等について、関係機関の理解と協力を得ること。
- エ 同一地域で被害者を支援している団体と協力関係を確立し、これを維持すること。
- オ 被害者に、プログラムの持つ限界や、予測される危険について説明すること。
- カ プログラムの受講が終わったこと自体が、加害者が暴力を振るわなくなったことを意味するものではないことについて、周知徹底を図ること。
- キ プログラムが、被害者の安全を脅かし、加害者が自らの暴力の責任を回避することを容認する内容になっていないか、関係機関と定期的に連携・協力し、実施状況及び効果の評価を行い、その結果に基づき必要に応じて改善すること。
- ク グループの進行役や、被害者の支援を行う支援員等の職員に対し、業務を始める前に加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項について研修し、その後も研修や第三者の専門家による指導等の機会を提供すること。

- 被害者の心身の安全を確保する方策とは、具体的には、個々の被害者の状況に応じ、被害者を支援する関係機関につなげ、被害者の心身の安全を確保することである。

- 関係機関としては、配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)、婦人保護施設、母子生活支援施設、女性センター、民間シェルター、福祉事務所、児童相談所、保健所・保健センター、精神保健福祉センター、ハローワーク、警察、法務局・地方法務局、人権擁護委員、検察庁、保護観察所、更生保護施設、弁護士会、医師会、民生・児童委員等が考えられ、必要に応じ関係機関と連携することが必要である。
- プログラムの目的、内容等について、関係機関が共通認識を持ち、有機的な連携を図るため、プログラム実施団体は、地域の関係機関による連絡会議を定期的を開催することが重要である。
- プログラム実施団体が民間団体である場合、関係機関による連絡会議を開催することは難しいかもしれない。この場合でも、他の関係機関から完全に孤立して加害者に対するプログラムを実施することがないよう、関係機関の理解と協力を得るための努力が必要である。

(2) 被害者への支援

プログラム実施団体は、プログラムを実施するに当たって、被害者の心身の安全を確保しなければならない。そのために、被害者への支援員を置き、個々の被害者の状況に応じた支援を行うこととする。

支援員は、利用可能な制度や地域の相談窓口等、被害者にとって役立つ情報を提供し、具体的な安全確保の方針を被害者と一緒に考え、支援していく。被害者の支援に当たっては、関係機関と連携・協力することとする。

- プログラムでは、加害者と直接接することのない者が、被害者への支援員となることを推奨する。加害者と直接接する者が被害者への支援を行うと、加害者の言い分を被害者に伝え、間を取り持つ役割に陥る危険がある。
- 女性の被害者については、特に要望がなければ、女性が支援員となる。プログラム実施団体で、被害者のための支援員を雇うほか、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルターなど、暴力を受けた被害者を支援している機関に委託する方法も考えられる。

- 被害者への支援員は、被害者支援の豊富な経験を持ち、被害者の置かれている状況等の実態について十分な理解があり、地域の社会資源（福祉、司法、心理的支援等）についてよく知っている必要がある。被害者の安全を見極める観点から、責任の重大な任務であるため、支援員になる者については慎重な検討が必要である。
- 場合によっては、加害者に直接接しているグループの進行役が、被害者から加害者の様子について話を聞くことがグループ運営に有効であることもある。この場合でも、支援員を通じて連絡を取ったり、支援員と一緒に被害者の話を聞いたりする工夫が必要である。プログラムは被害者の安全確保を第一に考えており、加害者についての情報を収集するためだけに被害者に話を聞いているのではないことを、被害者に伝えることが重要である。また、進行役は、被害者から得た情報を、加害者に伝えてはならない。
- 被害者と連絡を取る場合には、まず電話でどのような形で支援員と連絡を取ることが一番安全だと考えるかを確認する。支援員は、可能であれば、被害者と面接し、被害者にとって必要な情報を提供し、今後の具体的な計画について話し合う。支援員と連絡を取ることを拒む被害者の場合には、その理由を丁寧に聞き、被害者が安心できる方法（被害者が希望する第三者（カウンセラー等）が同席している場で面接するなど）を取るようにする。いずれの場合においても、被害者本人の意思を尊重する。
- 支援員は、様々な関係機関との連絡調整を行うことがその任務となる。被害者の支援は支援員単独で行うことは困難なので、連携・協力している関係機関との役割分担を明確にし、問題を支援員個人が抱え込むことのないよう留意しながら、被害者を支援することが必要である。

（３）記録の管理

ア 個人情報の保護

プログラム実施団体は、本人の同意なく加害者及び被害者の秘密を漏らしてはならない。ただし、以下の場合を除く。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

イ 文書ファイルの管理

加害者と被害者の情報は、同じ文書ファイルにせず、別個のものとして管理しなければならない。

ウ プログラム運営上の留意点

- (ア) プログラム実施団体は、加害者及びグループに参加した者から、加害者の秘密を漏らさない旨、書面による同意を得なければならない。
- (イ) プログラム実施団体は、グループに参加している加害者全員が同意した場合のみ、グループを録画したり録音したりすることができる。プログラム実施団体は、加害者が書面で同意した目的以外の録画・録音テープの使用はしてはならない。目的以外の使用をする場合は、別途、同意書を得る必要がある。

- 本人の同意を得て、加害者、被害者の情報を開示する場合には、すべて書面にて確認することを推奨する。
- 加害者、被害者に関する記録は、別の文書ファイルにて管理する。加害者が自己情報の開示を求めた場合に、被害者に関する秘密が漏れることのないよう、記録を取ったり、ファイルを管理したりする場合は、細心の注意を払う必要がある。
- 情報の開示の在り方については、秘密保持に関する条例等の法令との整理をしておく必要がある。
- グループは非公開が原則であるが、プログラム実施団体は、以下の者について、グループの参加を許可してもよい。
 - ・ プログラムの客観的な評価のために、プログラム実施団体が招いた専門家
 - ・ グループに重要な特定の情報をもたらす第三者で、プログラム実施団体がグループに招いた者（被害当事者で被害者の心情を代弁できる者など）
 - ・ 外国語通訳や手話通訳等、加害者のための通訳業務を行う者

3 プログラムへの参加

(1) 参加の手続き

ア プログラム実施団体は、プログラムの受講を希望する加害者に面接し、以下の事項について聞き取り、プログラム受講が適しているかを判断する。加害者から得た個人情報の取扱いには十分注意する。

(ア) 加害者に関する情報(氏名、住所、年齢、職業、現在の生活状況等)

(イ) 被害者に関する情報(氏名、連絡先、加害者との現在の関係等)

(ウ) 子どもに関する情報(氏名、年齢、加害者との現在の接触状況等)

(エ) 飲酒の量

(オ) 薬物使用の有無

(カ) うつ病その他の精神障害既往歴

(キ) これまでの他の者に対する暴力の有無

(ク) 裁判所の発した保護命令や犯罪歴

(ケ) 自らが変わることについての動機の有無

イ 以下の場合については、プログラム受講は適していないと判断する。

- ・ アルコール、薬物の乱用があり、治療を受ける気がない場合
- ・ 重度の認知障害等があり、グループへの参加が困難な場合
- ・ プログラム実施団体が被害者に連絡を取ることを拒み、被害者の情報を提供しようとししない場合

受講を拒否した際には、加害者にその理由を伝え、加害者が利用可能な制度や地域の相談窓口についての情報を提供することとする。

なお、加害者にアルコールや薬物の依存が疑われる場合には、プログラム受講に先立って、医療機関への受診を促し、専門家の助言を踏まえ、プログラムの受講の可否を決定する。

ウ プログラム実施団体は、プログラム受講が適していると判断された加害者について、被害者に連絡を取り、以下について確認する。この場合、プログラムの内容及び限界、予測される危険についても十分に説明し、被害者が過度な期待を持たないように配慮する。必要に応じ、被害者の安全確保のため、被害者が利用可能な制度や地域の相談窓口についての情報を提供する。プログラム実施団体は、被害者に、被害者から得た情報は、加害者に知らせないことを必ず伝え、被害者に関する情報の取扱いには十分注意する。

加害者が被害者の連絡先を知らないときは、プログラム実施団体は関係機関に協力を求め、被害者に連絡を取るよう努力する。

- (ア) 現在、被害者の安全が確保されているか
- (イ) 加害者との現在の関係及び同居、別居の状況
- (ウ) 加害者がプログラムを受講することに対する被害者の意見
- (エ) 現在、被害者にかかわっている関係機関とその担当者の氏名

エ プログラム実施団体は、プログラム受講が適していると判断された加害者に、以下について確認し、受講に当たっての合意を文書化する。

- (ア) 被害者に暴力を振るわない、または暴力を振るうと言って脅さないこと。
- (イ) プログラムの受講を、自らの力で自己変革する目的以外で利用しないこと（例えば、離婚の意思がある被害者に、離婚をあきらめさせるためや、刑事・民事裁判で加害者の心情をよく見せたいためなど）。
- (ウ) グループの中で知り得た事項について秘密を守ること。
- (エ) グループでは積極的に発言し、他のメンバーの話を聞き、参加すること。
- (オ) 週ごとのグループに連続して出席すること。
- (カ) 一般社会のルールを守ること（時間厳守、飲酒してこない、暴言や暴行は厳禁等）。

(キ) プログラム実施団体は、加害者の秘密を守るが、以下の場合はこの限りではないこと。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

- プログラムでは、受講を希望する加害者に対し個別面接を行い、プログラム受講が適しているかどうかを判断する。面接は、プログラムの方針についての十分な理解があり、配偶者からの暴力の危険度を評価でき、プログラム全体の進行を把握している者が行うことを推奨する。また、グループの進行役も面接に加わり、自らが変わることについてどれだけの動機を持っているかも評価する。この場合、プログラムの受講が加害者自身の助けになり、望ましいものであることを説明し、動機付けを高めるとよい。
- 加害者に関する情報については、加害者から聞き取るだけでなく、被害者や関係機関からも情報を収集し、総合的に勘案することが必要である。特に、被害者が持つ情報は有益であるが、被害者から話を聞く場合には、被害者の心情に十分配慮し、プログラムに過度な期待を持たないように説明する。
- 関係機関からの情報提供については、公務員の守秘義務等の観点から制限されることがある点に留意すべきである。
- プログラムにおけるプログラム実施団体と加害者との合意を文書化することは、加害者の参加意欲を高める点で、また留意事項について明文化し、加害者の同意を得る点で意味がある。
- プログラムが有償か無償かについては、実施団体にゆだねることとする。一般的には、参加することへの動機を高め、積極性を増加させ、自らの行為の責任を認識するためにも、有償であることがよいとされている。一方で、公的な機関が無償で行うことも考えられる。
- プログラム実施に当たっては、可能な限り、加害者が受講しやすい工夫をする。例えば、仕事を持っている人が受講しやすいように、平日の夜間や土曜日にグループを持ったり、公民館のように一般の人が通っても特異な目で見られない場所を会場とし、加害者のプライバシーが守られるようにしたりすることなどが考えられる。会場は、被害者の安全を考え、被害者が通い得る場所とは別の建物とすることが望ましい。被害者には、加害者がいつ、どこでグループを行っているかを事前に伝えることとする。

(2) 参加の一時停止・終止・終了

ア 一時停止・終止

加害者が、プログラム実施団体と合意した事項に反した場合、または、被害者の安全確保等の観点から、プログラム実施団体が、参加を拒むべきであると判断した場合には、加害者のグループ参加を一時停止または終止することができる。この場合、すみやかに被害者や関係機関にこの旨を通知する。

イ 終了

プログラム実施団体は、加害者がグループ参加を終了した場合には、被害者や関係機関にこの旨を通知する。プログラム実施団体は、加害者に対し、終了証などの書類は発出しないこととする。

- プログラム実施団体は、どのような場合に、どのような手続きを踏み、加害者のグループ参加を一時停止または終止するか、明文化しておくことを推奨する。
- 加害者がグループを無断で欠席したり、アルコールを飲んで出席したりするなど、参加態度に問題がある場合、参加の拒否を決定する前に、口頭または書面で、拒否の可能性のあることを加害者に伝える。
- プログラム実施団体が、加害者の参加を拒む際には、加害者に個別に面接を行い、今後について話し合う。他の相談機関を紹介するほか、改めてグループ参加のルールを再確認し、再開するなどが考えられる。
- 加害者は、プログラムを受講し、自らが暴力を振るわなくなったことを証明する書類（終了証など）をプログラム実施団体に要求することが考えられる。加害者によっては、プログラムの受講が終了したこと自体を「自らが暴力を振るわなくなったこと」と同視する者もいると思われるが、プログラムの受講が終わったこと自体が、加害者が暴力を振るわなくなったことを意味するものではないことについて、特に加害者には事前に説明しておく必要がある。

4 グループの運営

(1) グループの進行役の要件

ア グループにおいて、進行役を担う者は、以下の要件をすべて満たしていることが望ましい。

(ア) 配偶者からの暴力の被害者支援の経験を持ち、被害者の置かれている状況等の実態について理解がある、またはこれに相当する経験を持っていること。

(イ) 対人援助に関連する分野（心理、社会福祉、教育等）の学士号、またはこれに相当する教育を受けた経験を有すること。

(ウ) 配偶者からの暴力、児童虐待、性的虐待、アルコール依存、薬物乱用、力と支配の構造、関連する法律、法的手続等に関する知識を有すること。

(エ) 配偶者からの暴力の危険度を評価でき、危機介入に関する具体的な手立てについて十分理解し、実際に応用することができること。

(オ) グループカウンセリングやグループ教育など、少なくとも1年間の臨床経験を有すること。

(カ) これまでに暴力を振るったり、アルコールや薬物の乱用をしたりしたことがないこと。

(キ) 男女共同参画に十分な理解があり、性差別的な態度を取ることがないこと。

(ク) 進行役としての業務を始める前に、加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項についての研修を受けていること。

イ 進行役を担う者は、第三者の専門家による定期的な指導と、暴力や加害者、被害者に関連する専門的事項についての研修を、継続的に受けることが望ましい。

- プログラムでは、進行役は非常に重要な役目を果たす。加害者にとっては、進行役は、暴力的・支配的な関係ではなく、人格を尊重し合う対等な人間関係のモデルとなる。進行役が男女のペアであることも、加害者に男女の対等な人間関係のモデルを示すことになり、効果的である。

- 進行役は、加害者が慣れ親しんだ暴力や支配といった問題解決方法ではない方法を実践し、加害者に示すことが必要である。そのため、加害者を力で支配しようとしてはいけない。たとえ加害者が、グループにおいて、非協力的で反抗的な態度を取り、進行役を挑発したとしても、ここで暴力的・支配的な行動に出てはいけない。どのような状況に置かれようとも、プログラムの方針に基づく首尾一貫した態度が求められる。
- 加害者に対し、首尾一貫した態度を取るには、プログラムの方針や内容について明確に理解し、自信を持ってグループに臨めること、及び、加害者に適切に接するための研修を十分に受けていることが必要不可欠である。
- 研修は、一度受ければよいというものではなく、常に自らの技術を磨くために継続して研修を受け、定期的な第三者の専門家による指導を受けること等が必要である。指導する専門家としては、プログラムでの進行役の経験がある者が望ましいが、該当する者がいない場合は、被害者支援の経験が豊富で、プログラムの方針を十分に理解し、専門的な立場から助言ができる者がよい。
- プログラムの進行役は誰でもすぐにできるというものではなく、経験や研修が必要である。進行役の適性については、プログラム実施団体において、プログラム全体の進行を管理する者が、連携・協力している関係機関の担当者の意見なども踏まえ、評価することが望ましい。また、プログラム実施団体は、進行役に対し、事前に専門的事項についての研修を行う、または外部の研修に派遣することが望ましい。

(2) グループ運営上の留意点

グループの進行役は以下の事項について、留意すること。

- ア 加害者に対し、いかなる差別もしないこと。
- イ 加害者の暴力やその背景にある価値観、信念を問題にするが、加害者の人格を非難しないこと。
- ウ 加害者が自らの暴力を正当化したり、否認したり、矮小化したり、責任転嫁した場合には、毅然とした態度でこのことを問題にし、扱うこと。

エ プログラムの実施中に、加害者が被害者や他の者に対し、暴力を振るった場合は、プログラムに参加している他の加害者に与える影響も勘案して、個別に面接を行い、自らの行為の責任についての考えを求め、今後について話し合い、対処すること。被害者に差し迫った危険がある場合には、警察や配偶者暴力相談支援センターに通報すること。

- プログラムでは、進行役は、加害者の人格を非難し、過去の暴力を責め続けるのではなく、敬意ある態度で加害者に接し、加害者が自己変革していくことを励ますことが求められる。
- 加害者に敬意を表することは、加害者が自らの暴力を正当化するような態度に対して、何もしないということではない。加害者に暴力を容認し、擁護するような言動があれば、進行役は毅然とした態度で異議を唱え、かつグループの他のメンバーにも意見を求め、皆で適切な考え方を確認する必要がある。暴力を容認する態度に遭遇した場合に、進行役が必ずこれを問題として丁寧に取り上げること繰り返すことで、加害者はプログラムの目指すところを理解することになる。

5 緊急対応

被害者に差し迫った危険があると疑われる場合、プログラム実施団体が第一に優先すべきは被害者の安全確保であるという観点から、以下に挙げる対応を取る。

(1) 被害者からの情報により判明した場合

被害者が、加害者から危害を加えられた、または危害を加えると言って脅されたと、支援員等のプログラム実施団体関係者に打ち明けた場合、第一に優先すべきは、被害者の安全確保である。被害者から話を聞いた者は、プログラム実施団体に報告し、実施団体は直ちに組織的対応を取らねばならない。

プログラム実施団体は、現在の被害者の心身の状態や居所等についての状況を確認し、被害者に差し迫った危険があると判断した場合、被害者が望むと望まざるとにかかわらず、直ちに警察に通報する。このとき、被害者がケガをして、応急手当を必要としているかを確認し、必要に応じて救急に連絡する。また、被害者の安全を確保するために一時保護等の支援が必要と思われる場合には、配偶者暴力相談支援センターに通報する。

関係機関に通報した場合は、被害者及び加害者に通報したことを伝える。加害者には、プログラム実施団体が、組織として判断し、警察等に通報したと説明する。この時、警察等へ通報したのは、被害者ではなく、プログラム実施団体の判断であることを理解させ、被害者が更なる危険に脅かされないよう注意する必要がある。この場合、加害者のグループ参加は一時停止とし、警察等の対応を踏まえて、その後の加害者の扱いを決定する。

被害者に差し迫った危険がないと判断した場合でも、被害者に警察等への通報についての本人の意思を確認し、通報を望む場合は、関係機関に通報する。通報を望まない場合、プログラム実施団体内で、加害者・被害者に対する対応の方針を検討し、状況に応じ、進行役には、グループ内での加害者の言動に注意するよう指示する。支援員には、被害者の安全確保のための特段の配慮をすることを指示する。進行役は、グループの中で、被害者からの話を持ち出すことはせず、個人が特定されない方法でこの問題を取り上げ、グループに参加している各人の意見を求め、適切な考え方を確認する。

(2) 加害者からの情報により判明した場合

加害者が、被害者に危害を加えたと、グループの進行役等のプログラム実施団体関係者に打ち明けた場合も、第一に優先すべきは、被害者の安全確保である。加害者から話を聞いた者は、プログラム実施団体に報告し、実施団体は直ちに組織的対応を取らねばならない。

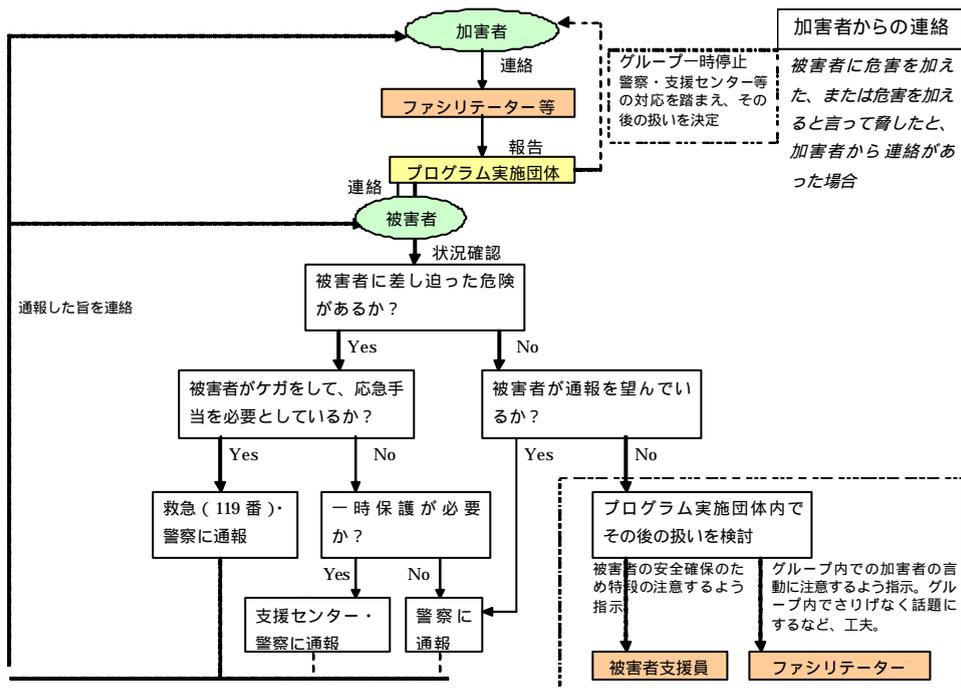
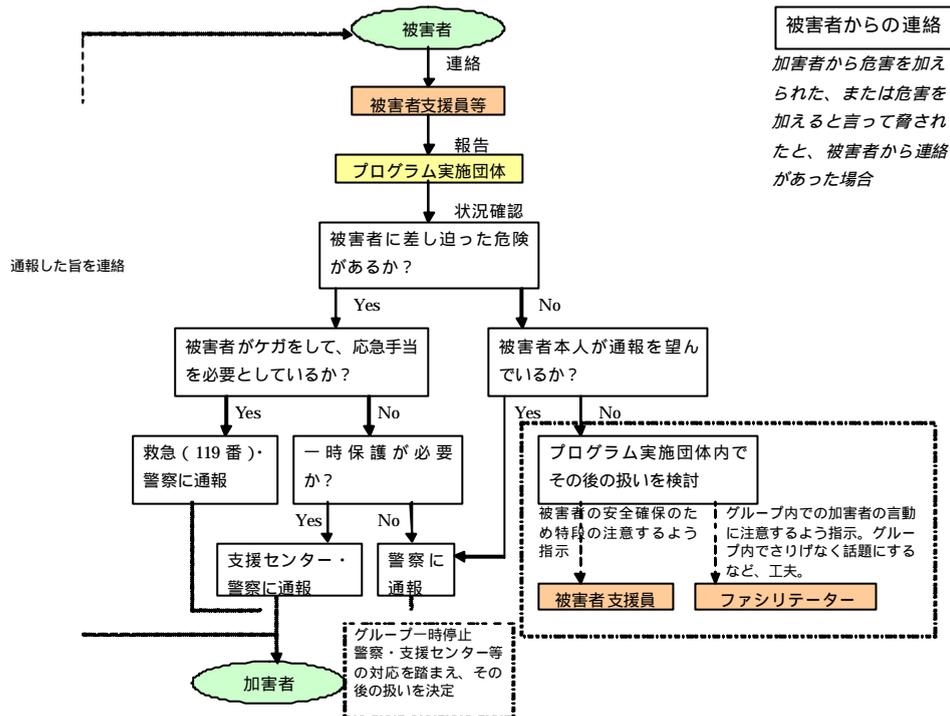
プログラム実施団体は、加害者に対し、グループ参加を一時停止し、個別に面接をする機会を設ける。同時に、被害者に連絡を取り、被害者の心身の状態や居所等についての状況を確認し、被害者に差し迫った危険があると判断した場合、被害者が望むと望まざるとにかかわらず、直ちに警察に通報する。このとき、被害者がケガをして、応急手当を必要としているかを確認し、必要に応じて救急に連絡する。また、被害者の安全を確保するために一時保護等の支援が必要と思われる場合には、配偶者暴力相談支援センターに通報する。

関係機関に通報した場合は、被害者及び加害者に通報したことを伝える。加害者には、プログラム実施団体が、組織として判断し、警察等に通報したと説明する。この時、警察等へ通報したのは、被害者ではなく、プログラム実施団体の判断であることを理解させ、被害者が更なる危険に脅かされないよう注意する必要がある。この場合、加害者のグループ参加は警察等の対応を踏まえて、その後の加害者の扱いを決定する。

被害者に差し迫った危険がないと判断した場合でも、被害者に警察等への通報についての本人の意思を確認し、通報を望む場合は、関係機関に通報する。通報を望まない場合、プログラム実施団体内で、加害者との個別面接の結果をもとに、加害者・被害者に対する対応の方針を検討する。支援員には、被害者の安全確保のための特段の配慮をすることを指示する。状況に応じ、加害者のグループ参加を再開し、進行役は、グループの中で、この問題を取り上げ、グループに参加している各人の意見を求め、適切な考え方を確認する。プログラム実施団体は、進行役に、グループ内での加害者の言動に注意するよう指示する。

- 加害者が明らかに法律に違反している場合（保護命令違反等）は、警察に通報する。
- 差し迫った危険がある場合の対応については、事前に、どのような場合に、どのような手続きを踏み、どのような対応を行うかを明文化し、プログラム実施にかかわるすべての者に周知することを推奨する。

- 被害者が加害者から生命又は身体に重大な危害を加えられた等の結果を招いた場合には、プログラム実施団体の対応に問題がなかったかを真摯に検討し、問題があった場合には、その改善に努める。その際には、進行役や支援員個人の責任に帰するのではなく、組織として対応する。進行役や支援員は過度に責任を感じる事が考えられるので、プログラム実施団体はこの点にも十分配慮し、進行役や支援員の心身の健康を保つよう努めなければならない。



6 プログラムの評価

プログラムの評価は、被害者の安全は確保されているか、加害者は自らの暴力の責任を認識しているか、加害者は価値観、信念、行動を変化させたかという観点から行う。

評価は、被害者、加害者又は関係機関の担当者等からの聞き取り調査などの方法によって行う。

評価により問題点が明らかとなった場合には、その結果に基づき、プログラム実施団体は、必要に応じ改善に努めることとする。

- 現段階では、プログラムの有効性については明らかとなっていないため、評価を行い、その結果をプログラムの改善につなげていく必要がある。評価は、プログラム実施団体による自己評価だけでなく、外部の機関による監視も重要である。
- プログラムの客観的な評価のため、実際のグループの場면을観察したり、ビデオ録画や録音を分析したりすることもあり得る。この場合には、グループに見学者が来ることや、録画・録音することについて、事前に加害者の承諾を得る必要がある。